

道路の供用開始について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 1 8 条第 2 項の規定に基づき，道路の供用を次のように開始する。

なお，関係図面は告示の日から 2 週間新潟市土木部土木総務課及び新潟市中央区役所建設課において，一般の縦覧に供する。

平成 2 1 年 3 月 3 0 日

新潟市長 篠 田 昭

道路の種類	路線名	区 間	供用開始年月日
県道	新潟小須戸三条線	新潟市中央区烏屋野三丁目 6 番 2 地先から 新潟市中央区烏屋野三丁目 94 番地先まで	平成 2 1 年 3 月 3 0 日
市道	南 4 - 5 号線	新潟市中央区烏屋野三丁目 7 番 2 地先から 新潟市中央区烏屋野三丁目 6 番 3 地先まで	平成 2 1 年 3 月 3 0 日